住所　東京都青梅市野上町２丁目３番地５
　徐奈緒子　昭和51年５月11日生
住所　群馬県伊勢崎市ひろせ町4094番地６
　メロディ・エリザベス・トクダ・ヒガ　平成５年９月14日生
住所　北九州市小倉北区中井５丁目８番21―1001号
　ワウテル・マサオ・ジュン・オクマ　平成元年９月６日生
住所　千葉県成田市公津の杜２丁目16番地６
　王傳玲　昭和51年９月２日生
住所　東京都江戸川区西小岩３丁目32番２号
　彭依霞　昭和45年３月12日生
住所　愛知県小牧市大字岩崎2180番地60
　マサキ・イノマタ　平成７年11月23日生
住所　愛知県一宮市北小渕字大日18番地２
　李有恵　平成12年２月24日生
住所　愛知県常滑市飛香台７丁目６番地４
　ヨシロー・ルベン・ビラフェルテ・イケダ　平成４年11月22日生
住所　東京都品川区北品川３丁目11番５号
　劉芳　昭和53年９月３日生
住所　東京都足立区鹿浜２丁目41番５号
　黄彦満　昭和47年７月９日生
住所　東京都渋谷区広尾４丁目１番17―501号
　康友禎　昭和49年８月28日生
住所　名古屋市緑区鳴海町字上汐田257番地１
　全香春　昭和45年３月２日生
住所　広島市安芸区瀬野西１丁目21番36号
　文漢龍　昭和20年４月20日生
　金性分　昭和20年11月29日生
住所　兵庫県尼崎市西立花町３丁目１番13号
　朴基成　昭和57年３月24日生
住所　千葉市美浜区幸町１丁目11番４―504号
　安燁　昭和34年10月１日生
住所　三重県桑名市大字安永1618番地３
　イザベル・マスミ・イトウ　昭和49年５月25日生
住所　三重県四日市市別名５丁目４番28号
　ジルマラ・アケミ・ハタノ　昭和50年６月24日生
住所　群馬県伊勢崎市柴町953番地104
　ジェニファー・マヤラ・オリンピオ・デ・オリベイラ　平成６年７月18日生
住所　京都市南区久世上久世町813番地
　呉賢子　昭和48年４月10日生
住所　京都府向日市寺戸町西田中瀬19番地７
　韓永煥　昭和56年５月２日生
住所　東京都新宿区大京町24番地１
　王及娜　昭和59年２月11日生
住所　千葉県流山市大字木373番地２
　ジョシュア・ジョナタン・ジャン・ピエール・イノウエ・レン　昭和57年７月12日生
住所　東京都台東区根岸５丁目８番18号
　金夏志　昭和37年11月12日生
　金俊太　平成６年９月14日生
住所　東京都江東区辰巳１丁目６番10―202号
　譚亜男　平成８年６月12日生
住所　千葉県船橋市本町２丁目13番９―201号
　周文惠　昭和57年12月31日生
住所　東京都中野区上鷺宮４丁目20番９―107号
　王小将　昭和62年４月８日生
住所　京都市伏見区久我東町224番地５
　宋仁相　昭和36年12月６日生
　丁裕子　昭和56年11月７日生
　宋璃祜　平成22年８月27日生
　宋光永　平成22年８月27日生
住所　東京都新宿区若松町17番16―203号
　洪清美　昭和31年６月12日生
住所　大阪市淀川区三国本町１丁目15番４―1317号
　キタニ・ァシヒコ　昭和19年１月５日生
住所　兵庫県西宮市津門稲荷町11番20―701号
　呉秀賢　昭和37年７月６日生
　金星華　昭和37年１月25日生
　呉恩双　平成５年５月11日生
住所　兵庫県三田市狭間が丘３丁目16番地15
　朴武彦　昭和49年４月12日生
住所　愛知県岡崎市本宿町字上ァコサフ１番地53
　ラウル・マヒダ・クボ　昭和40年６月22日生
　ビラル・アンヘリオ・フジモト・シモヒラ・デ・マヒダ　昭和35年９月３日生
　カミナ・マヒル・マヒダ・フジモァ　平成10年２月26日生
住所　東京都調布市多摩川２丁目３番地３
　李勝恵　平成３年４月２日生
住所　東京都調布市多摩川２丁目３番地３
　李勝嘉　平成６年10月22日生
住所　大阪市中央区西心斎橋２丁目12番22―801号
　林灘　昭和61年６月30日生
住所　東京都江戸川区平井５丁目20番13―604号
　西山千景　平成18年１月16日生
住所　千葉県野田市つつみ野２丁目28番地９
　魏振双　昭和55年４月３日生
住所　京都市伏見区向島清水町47番地１
　孟祥宇　昭和55年10月10日生
　孟令佳　平成28年５月13日生

○法務省告示第五百九十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月二十四日　法務大臣　金田　勝年

第二号イの表に次のように加える。

ナミコー株式会社	兵庫県伊丹市東有岡一丁目六十五番地	金属プレス加工

第二号ロの表に次のように加える。

鹿野自動車販売株式会社	宮城県大崎市鹿島台広長字内ノ浦八十五番地五	自動車整備
株式会社カトーメテック	岐阜県関市新迫間七十二番地	金属プレス加工
農事組合法人都城有機	宮崎県都城市下長飯町二千二百二十三番地二	耕種農業

○外務省告示第四百五十二号

次の一般旅券は、虚偽申請により不正に取得されたものであり、無効な旅券である。

平成二十八年十一月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

旅券番号	発行年月日
ＴＲ2345045	2014年８月15日

○農林水産省告示第二十五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月二十四日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二

一中「年一厘」を「年八毛」に、「年二厘五毛」を「年一分二厘三毛」に、「年一分二厘五毛」を「年一分二厘三毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
二十五年以下	年八毛

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
三十五年以下	年八毛

附　則

２１　この告示は、公布の日から施行する。

２２　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二十六号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十一月二十四日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　山本　有二

「年一・四〇パーセント」を「年一・三五パーセント」に改める。

附　則

２１　この告示は、公布の日から施行する。

２２　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。